

(仮称) 川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例 提案用資料

1 条例提案の背景

- (1) 町内会・自治会は、防災活動（自主防災組織など）、環境美化（ゴミ集積所など）、防犯活動（防犯灯など）、社会福祉活動（災害時要援護者対策への協力など）など、多岐にわたって地域のために活動
- (2) 民生・児童委員を始めとする行政関係委員の推薦、広報物（市政だより、議会かわさき、選挙公報など）の配布など、行政からの依頼事務にも協力
- (3) 東日本大震災を契機に、近所付き合いの大切さ、地域コミュニティの重要性を再認識
- (4) 特に防災・減災という観点から、自主防災組織の母体となることが多い町内会・自治会は、最も重要な地域コミュニティ
- (5) 価値観・ライフスタイルの多様化や、大規模集合住宅の開発等に伴う転入世帯の増加などの状況下で、町内会・自治会の活動への参加を敬遠する人が多くいる、役員が高齢化・固定化してきているといった課題がある。
- (6) 町内会・自治会の活動への参加は、あくまでも任意であるが、住民も地域で生活するからには、町内会・自治会を新たに設立することも含め、その活動に参加することが望まれる。
- (7) 市民主体のまちづくりを推進するといった「協働のまちづくり」の視点からすると、町内会・自治会にも市民の多くが参加し、関わる大切
- (8) 町内会・自治会も、地域の人からみて分かりやすいように運営するなど、多くの人たちが参加し、協力しやすいようになることが必要
- (9) 暮らしやすい地域社会を構築するため、条例を定めることで、様々な地域コミュニティの中でも核になる組織である町内会・自治会の活動の活性化を促す。

2 条例の目的

地域コミュニティの核である町内会・自治会の活動の活性化を図り、暮らしやすい地域社会を構築する。

3 条例の概要

(1) 定義

「町内会・自治会」：町内会や自治会を始めとして、川崎市自治基本条例第9条第1項に定める「コミュニティ」のうち、一定の地域において、居住地を共にすることで形成される組織

【参考】川崎市自治基本条例

(コミュニティの尊重等)

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ(居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

(2) 基本理念

ア 地域住民の交流を促進して、地域住民が相互に支え合いながら、町内会・自治会は、自主的かつ自律的に活動

イ 町内会・自治会の活動は、地域住民の多様な価値観と自主性を最大限に尊重

(3) 市の責務

ア 地域住民が町内会・自治会に自発的に加入し、又は町内会・自治会を自主的に設立することを促進するための支援をする。

イ 町内会・自治会への理解と関心、町内会・自治会の活動への参加の促進のため、広報活動、啓発活動など必要な措置を講じる。

ウ 町内会・自治会の活動の活性化のための施策の推進に当たっては、町内会・自治会の意見を尊重する。

エ 町内会・自治会に業務を依頼するに当たっては、その負担が過重にならないようにする。

オ 災害の発生などの緊急時は、町内会・自治会を基本に編成される組織(自主防災組織)との連携協力を図り、迅速かつ適切な措置を講じる。

(4) 町内会・自治会の役割

ア 地域住民の自発的な加入を促進するように努める。

イ 町内会・自治会の活動が、住民にとって自主的かつ積極的に参加し、協力しやすくなるように努める。

ウ 町内会・自治会の運営について、透明性を高め、住民に分かりやすくなるように努める。

4 条例施行予定日

未定